

授業料等延納申請書 ・ 口座振替停止申請書

令和 年 月 日

岐阜聖徳学園大学
学 長 様

申請人
(学生氏名) 住所
ふりがな
氏名
TEL

保証人 住所
ふりがな
氏名
TEL

- ☐ 【口座振替停止】授業料等の口座振替の停止を申請します。（※1）
- ☐ 【延 納】以下の理由により授業料等の口座振替を停止し、納入期限の延長を申請します。

所 属	☐ 教育学部学校教育課程（専修） ☐ 外国語学部外国語学科 ☐ 人文学部人文学科（専攻） ☐ 経済情報学部経済情報学科 ☐ 看護学部看護学科	申請時の学年 年生	学籍番号	
ふりがな 学生氏名		生年月日	年 月 日生	

【延納希望者のみ記入】

延納学期	令和8年度 後期分
延納期日	令和 年 月 日まで延長を申請します。（※3）参照
延納理由	☐ 高等教育の授業料減免制度を申請中のため、授業料が確定するまで延納を希望する。 （※3を超えての延納はできません。） ☐ 上記理由以外：具体的に延納理由をご記入ください。
備 考	・ 金額に後援会費25,000円を含む。（4年生後期は同窓会費10,000円を含む。） ・ 以下の奨学金制度を（ 利用している ・ 利用していない ・ 申請中 ） ↓ 制度名 ☐ 日本学生支援機構奨学金 貸与奨学金（第一種） 月額 円 ☐ 日本学生支援機構奨学金 貸与奨学金（第二種） 月額 円 ☐ 日本学生支援機構奨学金 給付奨学金（第 区分） 月額 円※区分を記入 ☐ 学内奨学金・その他奨学金（ ） 月額 円

- ※1 口座振替を停止する場合は、納入期限までに本学指定口座にお振り込みください。
- ※2 納入期限は原則、前期 4月27日、後期 10月27日です。
高等教育の修学支援制度対象の方は、前期 5月27日、後期 11月27日となります。
- ※3 延納申請後の納入期限は、前期 9月30日、後期 3月31日までです。
ただし、卒業年次生は 9月卒業は 7月31日、3月卒業は 1月31日 までです。
高等教育の修学支援新制度の採択者も含めて、これ以降の延納申請はできません。
- ※4 病気等による場合は、市町村長の証明書又は医師の診断書等を参考資料として添付してください。
- ※5 延納申請書を提出後、許可書等の発行はありません。
- ※6 分割納入を希望される場合、延納申請後の納入期日までに満額納入できるように各自計画を立てて
随時お振り込みください。